

防大教第22号  
昭和62年1月13日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

火薬類実験施設の設置について（通達）

改正 平成2年6月8日防大総第509号      平成11年3月31日防大総第331号  
平成12年4月1日防大総第339号      平成19年1月9日防大総第7号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

火薬類の実験を安全かつ効率的に行うため、防衛大学校に火薬類実験施設（以下「施設」という。）を置く。

2 組織等

施設の維持管理・運用及び調査・改善並びに庶務に関する業務を行うため、次の各号に定めるところにより、施設長、副施設長及び施設員を置く。

- （1）施設長、副施設長及び施設員は、施設を共同利用する学群の職員のうちから、防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する。
- （2）施設長は、学校長の命を受け、施設の業務を掌理する。
- （3）副施設長は、施設長を補佐する。
- （4）施設員は、施設長の命を受け、施設の業務に従事する。